

福崎町議会議員選挙のお知らせ

投票日 4月25日(日) 投票時間 午前7時～午後8時



投票できる人

平成15年4月26日以前に生まれ、令和3年1月19日以前から引き続き福崎町内に住所のある人

期日前投票

投票日に仕事や買い物等の予定がある人は期日前投票ができます
期間 4月21日(水)～24日(土)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 福崎町役場 1階

選挙公報の配布

立候補届出者の氏名や政策などを記載した選挙公報を、新聞折込で配布する予定です。下記の場所にも設置しますのでご利用ください。※ホームページにも掲載します。

役場1階 情報公開コーナー、期日前投票所入口、文化センター、エルデホール、図書館、八千種研修センター



ご注意ください!

配布された選挙公報や福崎町選挙管理委員会ホームページ上の選挙公報を、印刷、プリントアウトして不特定又は多数の人に頒布すると、公職選挙法に抵触することがあります。

投票所での新型コロナウイルス感染症対策

選挙の執行にあたっては、有権者のみなさんが安全・安心な環境で投票を行えるよう、投票所内の感染症対策に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

投票所での対策

- 投票所出入口にアルコール消毒液を設置します。
- 投票管理者、投票立会人、事務従事者はマスクを着用して対応します。
- 記載台は、間隔をあけて設置します。
- 投票所内は、当日の天候や投票所の状況をみながら、こまめに換気を行います。
- 投票用紙は、手袋を着用してお渡しします。
- 投票所内の備品(記載台等)は、定期的に消毒します。
- 筆記用具は通常の鉛筆のほかに使い捨てのクリップペンシルも用意します。(ご自身で鉛筆又はシャープペンシルをご持参いただいてもかまいません。)
- 投票所内が混雑しないよう、状況に応じて入場調整を行います。

みなさんへお願い

- 手指の消毒にご協力ください。
- マスクの着用をお願いします。
- 周りの人との距離を保つようお願いいたします。
- ご自身で鉛筆やシャープペンシルを持参し、投票用紙に記入することもできます。(投票用紙は原材料に樹脂を使用しているため、ボールペンや水性ペンでは投票用紙が汚れたり文字がにじんだりすることがあります。)
- 帰宅後は、手洗い・うがいを行ってください。

選挙公報や投票速報など、選挙に関する情報は町のホームページ内『選挙』のページでもお知らせしています。

詳しくは、福崎町選挙管理委員会にお問い合わせください。(総務課内 内線221・222)



障がい児相談支援事業所の指定を行いました

町は、すみよしの郷内に設置している福崎町障害相談支援センターに対して、「障がい児相談支援事業所」の指定を行いました。これにより、センターでは、町内で初めて18歳未満の子に対する障害福祉サービスの利用計画を作成できるようになりました。

また、福崎町第2老人デイサービスセンター(すみよしの郷)は、県から「共生型サービス」事業所の指定を受け、4月から、65歳未満の身体に障がいのある方が高齢の方と同じスペース・同じスタッフで障害福祉サービスを受けられる施設となりました。

問い合わせ先 健康福祉課 町民福祉係 (内線365)

障害相談支援センター ☎35-8575 / 第2老人デイサービスセンター ☎22-6663

令和3年度から町税の納め方が変わります

町税の納付方式を、町県民税、固定資産税、国民健康保険税の3税を合算して納める集合税方式から、それぞれの税目ごとに納める単税方式に変更しました。

この変更によって、税目ごとに口座振替やコンビニ納付、スマホ決済（PayPay、LINEPay、楽天銀行、PayB）など、異なる納付方法を選択することができます。

| 税目 | 納付回数 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 固定資産税 | 4回 | ■ | | ■ | | | | | ■ | | ■ | |
| 町県民税 | 4回 | | ● | | ● | | ● | | | ● | | |
| 国民健康保険税 | 9回 | | | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| 軽自動車税 | 1回 | ◆ | | | | | | | | | | |

*納期限は各期の月末日（12月は25日）です。ただし、末日が土、日曜日または祝日の場合は、翌営業日となります。

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| 年間の税額は変わりますか？ | ➡ | 年間の合計税額に増減はありません |
| 現在、口座振替で納税しています。手続きは必要ですか？ | ➡ | 現在の口座で今までどおり税金を引き落とす場合、手続きは必要ありません。なお、月ごとの税額が一定ではありませんので、残高不足にならないようご注意ください。 |
| 固定資産税と町県民税を別々の口座で振替できますか？ | ➡ | 可能ですが、金融機関で手続きが必要です。 |
| 口座振替からスマホ決済に変更したいのですが、どうすればよいですか？ | ➡ | 現在口座振替を利用している人が、スマホ決済を希望する場合は、金融機関で口座引き落としの廃止手続きが必要です。なお、各種決済アプリのダウンロードはご自身で行ってください。 |
| 一括で納付はできますか？ | ➡ | 納期限は変わりますが、これまでと同様に全期用の納付書で一括で納付していただけます。 |

問い合わせ先 税務課（内線341～343）

国民年金のお知らせ

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

| 種類 | 対象者 | 加入の届出 | 保険料の納付方法 | 役場で手続きが必要なとき |
|---------|-------------------------|-----------------|-----------------------------|--|
| 第1号被保険者 | ・学生 ・自営業者 ・無職の人 等 | 住民票のある市区町村役場へ届出 | 各自が納付 | 付加保険料を納付したいとき （国民年金保険料+400円） 年金手帳を紛失したとき ※就職により会社に提出する必要がある場合は、会社で再発行手続き 保険料免除等の申請をしたいとき |
| 第2号被保険者 | ・会社員 ・公務員 等 | 勤務先で事業主が届出 | 勤務先で納付 （給料から天引き） | 会社を退職したとき |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者 | 配偶者の勤務先経由で届出 | 自己負担なし （配偶者が加入する年金制度が負担） | 増収や離婚等で配偶者に扶養されなくなったとき 配偶者が厚生年金保険や共済組合等に加入していた会社を退職したとき 配偶者が65歳になり第2号被保険者でなくなったとき |

※必要書類は事前にご確認ください。

住民生活課（内線371）

国民健康保険の加入・脱退届はお早めに

会社を退職され国民健康保険（国保）に加入したり、就職などにより社会保険に加入し、国保から脱退する場合は、必ず届けが必要です。

◆国保へ加入する場合 （手続きに必要なもの）

- ・直近の社会保険喪失証明書など、社会保険をいつ喪失したかがわかる証明書（離職票は不可）
- ・手続きに来られる方の本人確認証明書（官公署発行の顔写真つきのもの）

※別世帯の方が手続きに来られる場合は委任状が必要です。
退職などにより国保に加入しなければならぬのに届出をせず、後日届出をした場合でも、加入日は直近の社会保険を脱退した日です。国保税はその社会保険の脱退日まで最長3年さかのぼって納め

ていただくこととなります。

◆国保から脱退する場合 （手続きに必要なもの）

- ・社会保険被保険者証（社会保険加入により国保を脱退する人全員の証）
- ・返却いただく国保証
- ・手続きに来られる方の本人確認証明書（官公署発行の顔写真つきのもの）

※別世帯の方が手続きに来られる場合は委任状が必要です。
社会保険の資格取得日以降に国保証を使用して治療を受けられた場合は、総医療費（10割）から自己負担額を除いた分を返金していただく場合があります。

問い合わせ先 健康福祉課

国保医療係（内線355・356）

就学援助金・通園補助金のお知らせ

特別支援学校や障がい福祉サービス提供事業所に通う人に「就学援助金」や「通園補助金」が支給されます。

◆就学援助金対象者

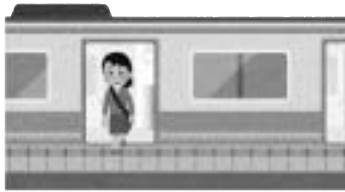
特別支援学校に就学する児童生徒の保護者

◆通園補助金対象者

町外の障がい福祉サービス提供事業所に週3回以上通う人

※無料送迎利用の場合や事業所から交通費の補助がある場合は支給されないことがあります。

※福祉車両等実施事業や他の法令等により交通費の支給がある場合は対象外です。



問い合わせ先 健康福祉課
町民福祉係（内線365）

令和3年分 住宅改修助成制度をご活用ください

町内の施工業者を利用し、住宅等の修繕、補修等改修工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。健康福祉課の「いきいき住宅助成事業」と併用が可能です。

■対象者 町内に居住し、住民登録がある人

■補助の対象となる住宅

- ・補助対象者が所有する、または所有者が改修工事することに承諾し、対象者が自己の居住の用に供している町内の住宅及びこれに付随する施設
- ・新築の場合は建物の登記日から3年を経過している住宅

■対象となる工事 町内に主たる事業所がある施工業者（福崎町競争入札等参加資格登録業者に限る・該当業者であるかは地域振興課までお問い合わせください）を利用して行う改修工事に要する経費が20万円以上の工事

※新型コロナウイルス対策に関する住宅改修工事も対象です

■補助金の額 工事に要する経費の10%に相当する額以内で10万円を限度とする。（1,000円未満の端数切り捨て）

■対象期間 令和5年3月31日まで（ただし、令和3年4月1日以降に着手し、令和4年3月31日までに工事及び支払いを完了していること）

■補助の回数 同一住居又は同一人について1回

■申請手続 ◎着工前の申請が必要です

改修工事の着工前に、補助金交付申請書に事業計画書・収支予算書・建物登記簿謄本または建物の所有権を証明できる書類・改修見積書・施工前写真・町納税証明書を添付し、地域振興課に申請してください。

申請・問い合わせ先 地域振興課（内線391）

※ホームページにも詳しく掲載しています。



自分の所有している農地に農業用倉庫を建てたいのですが、許可はありますか？



A 所有農地の保全または利用増進のための施設、例えば、農業用倉庫、農道、排水路等の農業経営上必要な施設で、転用する面積が200㎡未満の場合は、事前に農業委員会に届出をすれば、許可は要しないこととなります。

しかし、所有者以外の第三者が行う場合や、転用面積が200㎡以上の場合は、許可が必要となります。

なお、農用地区域内の農地（農振農用地）の場合、農業用施設であつても転用はできません。他に適所がなく、やむを得ずその土地に農業用施設を建てる場合は、農業用施設用地上「用途変更」する手続きが必要になります。詳細は農林振興課担当者にご確認ください。

農地を無断で転用するのは農地法違反です！



注意

適法な手続きを行わずに農業用倉庫等を建築することは、「無断転用」になります。無断転用は、農地法に違反することになり、農地等の権利取得の効果が生じないだけでなく、県知事により工事の中止、原状回復などを命じられることもあります。また、農地法違反に対し罰則の規定もありますので、農業用施設等を建てられる前には必ず農業委員会にご相談ください。

問い合わせ先
福崎町農業委員会
(農林振興課内・内線315)

ジャンボタニシの防除 特に田植え後3週間が重要です

町内の一部地域においてジャンボタニシ（和名・スクミリンゴガイ）が発生しています。田植え後の柔らかい苗を食べ被害を与えるため、被害防止対策に取り組みましょう。

◆田植え前にすること

- ① 取水口や排水口にネットや金網を設置し、水田への侵入を防止する
(目合9mm程度)
- ② 浅水管理がしやすいように、ほ場を均平にする

◆田植え後にすること

- ① 移植後3週間（食害を受けにくい5葉期まで）は、水田の水深を4cm（理想は1cm）以下に保つ
- ② 成貝・卵塊とも見つけしだい捕殺する

(注意) 人体に有害な寄生虫がいる場合があるため素手で触らない

- ③ 用排水路の雑草の除去、水路清掃などを地域全体で実施する
- ④ 機械に付着した土は、よく洗浄してから移動する

※被害のある水田は、ジャンボタニシ用の薬剤の使用も検討しましょう。

問い合わせ先
農林振興課（内線311）
姫路農業改良普及センター
079・281・9325

～あなたの特技を眠らせないで～

福崎町生涯楽集データバンク「まちの先生」

趣味や特技を活かして教えてくださる『まちの先生』と、教えてもらいたい生徒さんをつなぎます。

まちの先生

町内に在住・在勤する20歳以上の人



茶道・囲碁・将棋・手工芸・料理・詩吟・手話・マジックなど、特技を地域の活動に役立ててくださる先生を募集しています。

利用できる人

町内に在住・在勤・在学するグループ

* 2人以上で利用してください



データバンク

先生の登録や利用の申し込みは、いずれも総務課で受け付けています。詳しくは総務課までお問い合わせください。ホームページにも掲載しています。

申し込み・問い合わせ先 総務課 行政係 (223)

子育て情報



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定が変更になる場合があります。HPでお知らせしますのでご確認ください。

にこにこひろばで作って遊ぼう！

申込みは不要です。材料はこちらで用意します。
9:30～11:00の都合のよい時間におこしてください。
場 所 にこにこひろば
対 象 就学前の子どもとその保護者
定 員 30人（先着順）

- ☆4月の製作『こいのぼり』
4月15日（木） 製作時間：約20分
- ☆5月の製作『動くペットボトルカー』
5月20日（木） 製作時間：約20分

※問い合わせはにこにこひろばへ。

『あそびのひろば』

おながくあそびの会【ドレミ】
5月13日（木）10:00～11:00
八千種研修センター
定員 12組程度



音に合わせたリズムあそびや季節の歌を歌っています。

※申し込みはともだちひろばまで

子育て学習講座

今だからこどもたちの育ちに大切なこと

～わらべうたから学びましょう～

日時 5月26日（水）10:00～11:00 受付 9:45～
場所 文化センター 小ホール
講師 福崎町個別相談員 大内和恵さん
定員 親子15組程度

先生のお話を聞いたり、親子でわらべうたで遊びます。同じホールで託児をしますので、お気軽にお越し下さい。

申し込み・問い合わせ先 ともだちひろば

ミニすきっぷひろば

5月から“ミニすきっぷひろば”を開催します。お子さんと一緒に絵本やわらべうた、リズム遊びを楽しみながら楽しくすごしませんか。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数を制限（要予約）して開催します。詳しくはおひさまらんどまでお問い合わせください。

“ミニすきっぷひろば” 予定

| | | |
|----|-------|--------|
| 5月 | 7日（金） | 21日（金） |
| 6月 | 4日（金） | 18日（金） |
| 7月 | 2日（金） | 16日（金） |

第1部 9:30～10:00、第2部 10:30～11:00

※消毒作業のため、2部制にします

— 個別相談（1日3組まで） —

4月20日（火）・5月18日（火） 10:00～14:00

場所：文化センター 2階 和室 ※託児あり

個別相談員：大内和恵

※申し込みは下記の3施設で受け付けます。

親子で楽しむ人形劇

小さな子ども向けの短い2作品を上演します。手遊びや歌あそびもあります。

日 時 5月29日（土）
①9:30～10:10（受付9:20）
②10:40～11:20（受付10:30）

場 所 にこにこひろば
公 演 井出るみ子さん
対 象 就学前の子どもとその親子
定 員 各回10組まで
申込先 にこにこひろば

★定員を定めている行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。

★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

ともだちひろば

（西部子育て学習センター）
火～金曜日 9:00～16:00

文化センター2階

☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど

（福崎子育て支援センター）
月～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00

福崎幼稚園内

☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば

（東部子育て学習センター）
月～木曜日 9:00～16:00

田原幼稚園内

☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.ne.jp